

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則……………（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）…一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部精神保健医療課）…二
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 令和六年度東京都補正予算の公表……………（財務局主計部議案課）…三
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条の規定による図書類の指定……………（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）…六
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…六
- 建築基準法による道路の指定の変更……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…九
- 平成二十五年東京都告示第九百十五号（東京都環境影響評価技術指針）の一部改正……………（環境局総務部環境政策課）…九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（三件）……………（同）…三
- 知事指定薬物の指定の失効……………（保健医療局健康安全部業務課）…三
- 保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…三
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…七

### 告示（内水漁管）

- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…一
- 海岸保全区域の指定……………（同）…三
- 海岸保全区域の海岸管理者……………（同）…三
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…三
- 指定管理者の指定……………（同）…三
- 東京都立海上公園有料施設の設置……………（同）…三

### 規程（水）

- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限………………三
- 令和七年度第五種共同漁業の増殖方法等………………三

### 告示（水）

- 東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程………………三

### 公 告

- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正………………三
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 消防法に基づく命令……………（東京消防庁）…三

## 規 則

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都規則第五号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中「東京建設局事務受託者」を「東京都指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年

東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「又は自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書」を「又は自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（診断書不要）」に改める。

別記第十一号様式中

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療費（精神通院）支給認定（新規・継続・再開）他の通府県からの居住地域変更による受給者証交付（所得区分・医療機関・薬局・その他の医療機関等）（受給者証追加交付）医療機関の追加・薬局の追加・訪問看護ステーションの追加
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に基づき医療費助成（新規・継続）

記

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療費（精神通院）支給認定（新規・継続（更新）・再開）他の通府県からの居住地域変更による受給者証交付（認定内容変更）所得区分・医療機関・薬局・その他の医療機関等）（受給者証追加交付）医療機関の追加・薬局の追加・訪問看護ステーションの追加
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に基づき医療費助成（新規・継続（更新））

更新申請の受付開始通知
希望（○印）
有・無

薬局	(所在地)郵便番号	医療機関コード							
	(名称)	電話	( )						
その他	(所在地)郵便番号	医療機関コード							
	(名称)	電話	( )						

薬局	(所在地)郵便番号	薬局コード							
	(名称)	電話	( )						
その他	(所在地)郵便番号	その他コード							
	(名称)	電話	( )						

改める。

別記第十一号様式の二中「自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書」を「自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（診断書不要）」と

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療費（精神通院）支給認定（継続（更新）・他の通府県からの居住地域変更による受給者証交付・新規（手帳の写し添付）・再開（手帳の写し添付））
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に基づき医療費助成（新規・継続）

記

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療費（精神通院）支給認定（継続（更新）・他の通府県からの居住地域変更による受給者証交付・新規（手帳の写し添付）・再開（手帳の写し添付））
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に基づき医療費助成（新規・継続（更新））

更新申請の受付開始通知
希望（○印）
有・無

薬局	(所在地)郵便番号	医療機関コード							
	(名称)	電話	( )						
その他	(所在地)郵便番号	医療機関コード							
	(名称)	電話	( )						

薬局	(所在地)郵便番号	薬局コード							
	(名称)	電話	( )						
その他	(所在地)郵便番号	その他コード							
	(名称)	電話	( )						

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年三月十七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第十一号様式及び第十一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十年東京都規則第二百四  
号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「私は、次の事項について申請します。  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健  
福祉手帳の[新規交付・更新・障害等級変更・他の道府県からの居住地変更  
による手帳交付]  
(申請項目を○で囲んでください。)  
また、手帳の様式については、[紙様式・カード様式]を希望します(交付  
を希望する様式を○で囲んでください。)」

自立支援医療費 同時申請(○印)	有・無
---------------------	-----

「私は、次の事項について申請します。  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく  
精神障害者保健福祉手帳の[新規交付・更新・障害等級変更・  
他の道府県からの居住地変更による手帳交付]  
(申請項目を○で囲んでください。)  
また、手帳の様式については、[紙様式・カード様式]  
を希望します(交付を希望する様式を○で囲んでください。)」

自立支援医療費 同時申請(○印)	有・無	更新申請の受 付開始通知希 望(○印)	有・無
---------------------	-----	---------------------------	-----

改め、同様式中(注)6を(注)7とし、(注)5を(注)6とし、(注)4の次に次のように加える。

- 5 更新申請の受付開始時期について、書面での申請者(本人)宛てのお知らせ  
通知を希望する場合には更新申請の受付開始通知希望欄の「有」に○印を、お  
知らせ通知を希望しない場合には「無」に○印を付けてください(「有」に○  
印を付けた場合は、障害者手帳申請書も一緒にお送りします)。

附 則

- 1 この規則は、令和七年三月十七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関す  
る法律施行細則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加  
え、なお使用することができる。

# 告 示

●東京都告示第二百三号

令和七年三月六日東京都議会の議決を得た令和六年度の東京都補正予算を、地方自治  
法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表  
する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

令和6年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和6年度東京都一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ608,523,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,162,985,306千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

(都債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を補正し、起債の目的及び限度額は、「第3号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01	都税	6,386,470,478	304,139,939	6,690,610,417
	01 都民税	1,884,710,536	155,395,878	2,040,106,414
	02 事業税	1,576,223,105	101,358,861	1,677,581,966
	03 繰入地方消費税	752,370,000	38,381,000	790,751,000
	04 不動産取得税	97,256,987	2,746,196	100,003,183
	05 都たばこ税	17,379,040	-288,900	17,090,140
	06 ゴルフ場利用税	661,551	-20,650	640,901
	07 軽油引取税	37,713,000	-1,350,000	36,363,000
	08 自動車税	116,017,008	3,158,736	119,175,744
	10 固定資産税	1,489,367,806	2,179,919	1,491,547,725
	13 事業所税	119,925,054	1,636,000	121,561,054
	14 都市計画税	290,066,543	-666,300	289,400,243
	15 宿泊税	4,763,401	1,609,199	6,372,600
02	地方譲与税	63,825,452	15,241,008	79,066,460
	07 特別法人事業譲与税	60,379,392	15,241,008	75,620,400
04	地方特例交付金	44,194,235	4,974,122	49,168,357
	01 地方特例交付金	44,065,885	4,974,122	49,040,007
06	分担金及負担金	29,342,298	5,171,790	24,170,508

	01 負担金	29,342,298	-5,171,790	24,170,508
08 国庫支出金		442,308,023	75,424,555	517,732,578
	01 国庫負担金	210,997,077	384,884	211,381,961
	02 国庫補助金	215,434,034	75,563,671	290,997,705
	03 委託金	15,876,912	-524,000	15,352,912
09 財産収入		40,709,640	165,641,980	206,351,620
	01 財産運用収入	24,812,898	3,247,882	28,060,780
	02 財産売却収入	15,896,742	162,394,098	178,290,840
11 繰入金		714,637,900	-105,024,955	609,612,945
	02 公営企業会計繰入金	7,292,987	-93,998	7,198,989
	03 基金繰入金	698,037,341	-104,930,957	593,106,384
12 諸収入		396,154,008	28,393,705	424,547,713
	02 都預金利子	9,000	999,202	1,008,202
	04 受託事業収入	51,902,483	1,272,775	53,175,258
	07 弁償金及報償金	1,355,422	277,073	1,632,495
	09 雑入	101,592,060	25,844,655	127,436,715
13 都債		312,663,000	-36,795,000	275,868,000
	01 都債	312,663,000	-36,795,000	275,868,000
14 繰越金		37,673,271	161,700,312	199,373,583
	01 繰越金	37,673,271	161,700,312	199,373,583

科 目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
歳	入 合 計	8,554,461,430	608,523,876	9,162,985,306